

奈良市公報

号 外 第 20 号

平成18年 9 月 5 日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例…………… 9
- 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………10
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………10

規 則

- 奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………11
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………11

告 示

- 議会定例会の招集……………12
- 開発行為に関する工事の完了……………12
- 放置自動車の処分等……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 日本脳炎予防接種の実施……………13
- 放置自転車等の保管（2件）……………13
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………13
- 放置自動車の処分等……………14
- ジフテリア及び破傷風の予防接種の実施……………14
- 放置自転車等の保管……………15
- 放置自動車の処分等……………15
- 道路の位置指定の廃止……………15
- 放置自転車等の保管（2件）……………15
- 結核指定医療機関の指定……………16
- 放置自転車等の保管……………16
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………16
- 奈良市排水設備指定工事店の指定……………17
- 奈良市排水設備指定工事店の指定取消し……………17
- 平成18年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………18
- 奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示……………19
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………19
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………20

監 査

- 定期監査の監査結果……………20

公 営 企 業

- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………21

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 6 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第35号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第8条の2第1項中「障害の等級」を「傷病等級」に改める。

第9条中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第10条の2第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2に次の1号を加える。

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場

合

第12条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。
附則第2条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中

障 害 の 等 級	を	障 害 等 級	に改める。
-----------------------	---	------------------	-------

附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2中「等 級」を「障 害 等 級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第29条第2項に規定するところによる。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。
(平成18年6月30日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第36号

奈良市税条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「2輪」を「二輪」に改める。

第21条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第22条第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第23条を削り、第24条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(調整控除)

第24条 所得割の納税義務者については、その者の第22条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- 当該納税義務者の第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当す

る金額

- 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
 - 当該納税義務者の合計課税所得金額
- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額
- 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
 - 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第25条中「第23条」を「前条」に改める。

第25条の2第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかつた金額を加えた金額)」を削り、「、第23条及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかつた」を「控除することができなかつた」に、「、前項」を「、同項」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

第28条第1項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第5項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第50条を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第50条 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第60条第1項中「定の」を「定め」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「本項」を「この項」に改める。

第63条中「第10号の8」を「第10号の7」に、「本条」

を「この条」に改める。

第65条中「第10号の 8」を「第10号の 7」に改める。

第104条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

第158条第 1 項中「第701条の61第 4 項」を「第701条の61第 5 項」に改める。

附則第 5 条第 2 項中「第23条」を「第24条」に改め、同条第 3 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「附則第 4 条第 4 項第 1 号」を「附則第 4 条第 1 項第 1 号」に改め、「本項から」を削り、「附則第34条第 4 項において準用する同条第 1 項後段及び第 3 項第 2 号」を「附則第34条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号」に、「本項の」を「この項の」に改め、同条第 3 項中「附則第 4 条第 4 項第 2 号」を「附則第 4 条第 1 項第 2 号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第 4 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第34条第 4 項後段」に改め、同条第 5 項第 1 号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第 6 条の 2 第 1 項中「附則第 4 条の 2 第 4 項第 1 号」を「附則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号」に改め、「本項から」を削り、「附則第34条第 4 項において準用する同条第 1 項後段及び第 3 項第 2 号」を「附則第34条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号」に、「本項の」を「この項の」に改め、同条第 3 項中「附則第 4 条の 2 第 4 項第 2 号」を「附則第 4 条の 2 第 1 項第 2 号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第 4 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第34条第 4 項後段」に改め、同条第 5 項第 1 号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第 6 条の 3 第 1 項中「附則第 4 条の 3 第 3 項において準用する同条第 1 項」を「附則第 4 条の 3 第 4 項」に、「この条例の」を「個人の市民税に関する」に改め、同条第 2 項中「第48条の 7 第 1 項において準用する令第

7 条の13第 1 項」を「第48条の 6 第 1 項」に改める。

附則第 7 条第 1 項中「第23条」を「第24条」に改め、同条第 2 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 7 条の 2 を次のように改める。

第 7 条の 2 削除

附則第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 7 条の 3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第41条第 1 項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定するところにより控除すべき額(第 3 項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「前 2 条」とあるのは、「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」とする。

3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第 5 条の 4 第 9 項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

附則第 8 条第 2 項中「免税対象肉用牛」を「免税対象飼育牛」に、「第23条まで、第25条及び附則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず」を「第22条まで、第24条、第25条、附則第 7 条第 1 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項第 1 号中「100分の 1」を「100分の 0.9」に改め、同項第 2 号中「第23条まで」を「第22条まで、第24条」に、「及び附則第 7 条第 1 項」を「、附則第 7 条第 1 項及び前条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第 9 条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第49条及び第50条の規定を適用して計算した金額からその 10分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第55条及び第59条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「第50条」とあるのは、「第50条並びに附則第 9 条第 1 項」とする。

附則第23条第 1 項中「平成15年 7 月 1 日」を「平成18年 7 月 1 日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第 2 項中「平成15年 7 月 1 日」を「平成18年 7 月 1 日」

に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第24条第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第24条第1項」を「並びに附則第24条第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「附則第33条の3第4項」を「附則第33条の3第8項」に改める。

附則第25条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「附則第35条第5項後段」に改め、同条第3項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第25条第1項」を「並びに附則第25条第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第26条第1項中「本条」を「この条」に、「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 48万円

附則第26条第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に、「本項」を「この項」に、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第27条第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 144万円

附則第27条第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

附則第28条第1項中「第5項において準用する附則第25条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めると

ころによる。

- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の2第1項中「附則第18条第1項」を「附則第18条第6項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第4項第1号」を「次項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第28条の2第1項」を「並びに附則第28条の2第1項」に改め、「と、第25条の2第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第28条の2第3項」を削り、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第28条の2の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に改め、同条第2項中「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条

の2第7項」に改める。

附則第28条の2の3中「附則第18条の3第1項から第3項」を「附則第18条の3第5項から第7項」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第28条の2の4中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項及び第2項」を「附則第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

附則第28条の2の5第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「附則第28条の2第1項及び第28条の2の3中」を「附則第28条の2第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第28条の2の3中「計算した金額()とあるのは「計算した金額(附則第28条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」に改める。

附則第28条の3第1項中「附則第35条の3第1項」を「附則第35条の3第11項」に、「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の6第22項」に、「この条例の」を「この条及び附則第28条の2の規定その他の市民税に関する」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第4項」を「附則第35条の3第14項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「から第3項まで」を削り、「附則第28条の2第1項及び第28条の2の3中」を「附則第28条の2第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第28条の2の3中「計算した金額()とあるのは「計算した金額(附則第28条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」に改め、同条第7項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第35項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第36項」に改める。

附則第28条の3の2第1項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第28条の3の2第1項」を「並びに附則第28条の3の2第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第28条の3の3第1項中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第28条の3の3の次に次の1条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の3の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以

下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 次条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに前条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に

規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第28条の3の4第4項」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 次条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに前条第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。附則第28条の4を削る。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

附則第28条の3の4第2項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第7条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第25条の2第1項」を「第25条の2」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「第19条第6項」と、の次に「同条第3項中」を加える。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奈良市税条例第8条及び第60条の改正規定並びに同条例附則第28条の3の3の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 公布の日

(2) 第1条中奈良市税条例第104条の改正規定及び同条例附則第23条の改正規定並びに附則第5条の規定 平成18年7月1日

(3) 第1条中奈良市税条例第63条及び第65条の改正規定

平成18年10月 1 日

- (4) 第 1 条中奈良市税条例第28条第 5 項、第50条及び第158条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 9 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成19年 1 月 1 日
- (5) 第 1 条中奈良市税条例第22条第 1 項の改正規定、同条例中第23条を削り、第24条を第23条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第25条の改正規定、同条例第25条の 2 の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3」に改める部分を除く。）並びに同条例附則第 5 条から第 7 条までの改正規定、同条例附則第 7 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、同条例附則第 8 条及び第24条から第28条の 3 の 3 までの改正規定、同条例附則第28条の 4 を削る改正規定並びに第 2 条中奈良市税条例附則第28条の 3 の 4 第 2 項、第 5 項及び第 6 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 3 条、第 6 条及び第 7 条の規定 平成19年 4 月 1 日
- (6) 第 1 条中奈良市税条例第21条及び第28条第 1 項の改正規定並びに次条第 3 項及び第 4 項の規定 平成20年 1 月 1 日
- (7) 第 1 条中奈良市税条例第25条の 2 の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3」に改める部分に限る。）、同条例附則第 7 条の 2 の改正規定及び第 2 条中奈良市税条例附則第28条の 3 の 4 第 3 項の改正規定並びに次条第 5 項の規定 平成20年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

- 第 2 条 第 1 条の規定による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第22条第 1 項及び第24条並びに附則第 8 条第 2 項、第25条第 1 項、第26条第 1 項、第27条第 1 項、第28条第 1 項及び第 3 項、第28条の 2 第 1 項、第28条の 2 の 3 並びに第28条の 3 の 2 第 1 項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第48条の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）に関する部分は、平成19年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等（新条例第48条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年 1 月 1 日から同年 3 月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、奈良市税条例附則第28条の 4 第 3 項の規定は、適用しない。
- 3 新条例第21条及び第28条第 1 項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ

る。

- 4 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第 7 号）附則第11条第 5 項第 1 号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第21条の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 5 新条例第25条の 2 及び第 2 条の規定による改正後の奈良市税条例附則第28条の 3 の 4 第 3 項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 第 3 条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第22条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第24条第 1 号ア又は第 2 号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第25条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第28条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第28条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第28条の 3 の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第28条の 3 の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額（同条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される新条例第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第28条の 3 の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額（同条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される新条例第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第24条第 1 号ア又は第 2 号アに掲げる金額を超えないものについては、第 1 号に掲げる金額から第 2 号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第25条の 2 の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。
- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第22条の規定による所得割の額から新条例第24条の規定による控除額を控除した金額
- (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第22条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき第 1 条の規定による改正前の奈良市税条例附則第28条の 4 第 3 項の規定により読み替えられた同条例第22条第 1 項の規定を適用して計算した所得割の額
- 2 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成17年奈良市条例第73号）附則第 2 条第 5 項の規定の適用がある場合

における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第25条の2の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「奈良市税条例の一部を改正する条例（平成17年奈良市条例第73号）附則第2条第5項の規定による所得割の額」とする。

- 3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第25条の2第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあつては、その旨（第5項又は前項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を、遅滞なく、通知する。
- 8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第63条及び第65条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成18年7月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡し

を除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第101条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）

1,000本につき321円

- (2) 新条例附則第23条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総務府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第103条第2項、第107条第4項及び第5項並びに第110条の規定を適用する。この場合において、新条例第10条中「第107条第1項若しくは第2項、」とあるのは、「奈良市税条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第36号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第107条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第103条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第107条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第110条第2項中

「第107条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第108条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第107条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

(奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 奈良市税条例の一部を改正する条例(平成17年奈良市条例第73号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第5項中「、第23条及び前条」を「及び前2条」に改める。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う奈良市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正)

第7条 月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う奈良市税条例の適用の経過措置に関する条例(平成17年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第24条」を「第23条」に改める。
(平成18年6月30日揭示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第37号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

押熊町西地区地区整備計画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画押熊町西地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
リンクス東紀寺地区整備計画区域	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画リンクス東紀寺地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2押熊町地区整備計画区域の項を次のように改め

る。

押熊町地区整備計画区域	(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 学校(幼稚園を除く。)、図書館その他これらに類するもの(近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所を除く。) (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(保育所を除く。) (6) 公衆浴場 (7) 診療所(患者の収容施設のないものを除く。)
-------------	--

別表第2に次のように加える。

押熊町西地区地区整備計画区域	A地区	北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区整備計画区域の項に掲げる建築物
	B地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所
リンクス東紀寺地区整備計画区域		次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。) (2) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所 (3) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第11号に掲げる建築物

別表第4押熊町地区整備計画区域の項を次のように改める。

押熊町地区整備計画区域	200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
-------------	-----------	---

別表第4に次のように加える。

押熊町西地区地区整備計画区域	200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
リンクス東紀寺地区整備計画区域	130平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家

別表第5に次のように加える。

リンクス東紀寺地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
-----------------	--	---

別表第6に次のように加える。

リンクス東紀寺地区整備計画区域	(1) 10メートル。ただし、軒の高さが10メートル以下で、軒の高さを超える屋根のすべての部分の勾配が10分の2から10分の7（片流れ屋根の場合は10分の5）までである建築物は13メートル (2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。
-----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成18年6月30日揭示済)

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第38号

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中

2 6 6	3 6 1	4 6 1	を
2 5 1	3 3 6	4 2 6	
2 3 1	3 0 6	3 8 6	

2 6 8	3 6 3	4 6 3	に改める。
2 5 3	3 3 8	4 2 8	
2 3 3	3 0 8	3 8 8	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

(平成18年6月30日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第39号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第8条の2中「国民健康保険法施行令」の次に「(昭和33年政令第362号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年 6月30日揭示済)

規 則

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6月21日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第61号

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(平成14年奈良市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年 6月21日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第62号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書」を「第2条の2第1項及び第2項ただし書」に、「及び附則第3条第1項」を「並びに附則第3条第1項」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)

第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1

項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第7条の2第1項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第11条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

第17条第1項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、第22号を削る。

附則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「(昭和42年法律第121号)第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

附則第6項第1号中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第2号中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別記第19号様式の福祉事業記録簿中

在宅介護を行う介護人の派遣					を
介護用機器					
在宅介護のための住宅					

在宅介護を行う介護人の派遣					に、
---------------	--	--	--	--	----

長期家族介護者援護金					を
身体障害者用自動車					

長期家族介護者援護金					に
------------	--	--	--	--	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の4の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

(平成18年6月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第401号

平成18年6月23日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成18年6月16日

奈良市長 藤原 昭

(平成18年6月16日揭示済)

奈良市告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年6月16日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市大森町地内 (市道北部第271号線上)
2号物件	奈良市恋の窪二丁目地内 (市道中部第9号線上)

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ニッサン	ローレル	普通自動車	紺	島根33せ56-69	H C 34-110026
2号物件	マツダ	ボンゴ	貨物自動車	白	岡山400あ15	S D 2 A T -404866

3 処分年月日

平成18年6月30日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成18年6月16日揭示済)

奈良市告示第404号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

1 許可の年月日及び番号

平成18年2月21日 奈良市指令都整開第05A-48号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年6月16日 第1000号

(2) 公共施設 平成18年6月16日 第438号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町1328番地、1329番地の1、1330番地の1、1331番地の1、1332番地の1、1333番地の1、1338番地の1、1345番地の1、1345番地の2、1346番地の1の一部及び1346番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市古市町1464番地の1

中西 琢也

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 公園

奈良市古市町1333番地の1及び1345番地の1の各一部

(平成18年6月16日揭示済)

奈良市告示第403号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年6月16日

奈良市長 藤原 昭

平成18年6月19日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年6月19日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

（平成18年6月19日揭示済）

奈良市告示第405号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年6月20日

奈良市長 藤原 昭

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
日本脳炎	第1期 平成15年4月1日以前の生まれで生後90月に至るまでの間にある者 第2期 9歳以上13歳未満の者	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

- (3) けいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対しアレルギーを呈するおそれのある者

4 料金

- (1) 1回につき500円。ただし、予防接種法第24条ただし書の規定により生活保護世帯からの実費徴収は行わない。
- (2) 予防接種通知書または予防接種承認書を持参しない者は全額負担

5 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせください。

別紙省略

（平成18年6月20日揭示済）

奈良市告示第406号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月21日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年6月21日

3 移動対象区域

近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄大和寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成18年6月21日揭示済）

奈良市告示第407号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月22日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年6月22日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成18年6月22日揭示済）

奈良市告示第408号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により（仮称）登美ヶ丘駅前土地区画整理事業の事業計画の変更（第2回）を認可しましたので、同条第3項において準用する同法第9条第3項により次のとおり公告します。

平成18年6月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 土地区画整理事業の名称
（仮称）登美ヶ丘駅前土地区画整理事業（奈良市域）
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
住所 大阪市中央区難波二丁目2番3号
名称 近鉄不動産株式会社
- 3 事務所の所在地
生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理本部造成部内）
- 4 施行地区
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部

- 5 事業施行期間
平成15年9月2日から平成19年3月31日まで
- 6 施行の認可の年月日
平成16年8月27日
- 7 事業計画の変更（第2回）認可の年月日
平成18年6月14日
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。
(平成18年6月23日掲示済)

奈良市告示第409号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年6月23日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市中登美ヶ丘一丁目地内（市道西部第13号線上）
2号物件	奈良市中登美ヶ丘一丁目地内（市道西部第13号線上）
3号物件	奈良市中登美ヶ丘一丁目地内（市道西部第13号線上）

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ニッサン	セドリック	普通自動車	濃緑	—	PBY32-405533
2号物件	スバル	レックス	軽自動車	白	—	KH4-004315
3号物件	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	茶	—	S80V-482841

- 3 処分年月日
平成18年7月7日
- 4 処分等の内容
廃棄処分
- 5 連絡先
建設部土木管理課 電話 0742-34-1111
(平成18年6月23日掲示済)

奈良市告示第410号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定によるジフテリア及び破傷風の第2期の予防接種（二種混合）を行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種を受けられる者の範囲
小学校6年生（11歳以上13歳未満の者）

- 2 予防接種を行う日時及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適當者
(1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（即時型アレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
(4) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者
- 4 接種要注意者
(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(3) けいれんの既往のある者
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者

に先天性免疫不全症の者がいる者
(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
5 料金
無料
6 その他
不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成18年 6月27日揭示済)

奈良市告示第411号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 6月23日

1 放置場所

1号物件	奈良市神功二丁目地内（市道中部第1001号線上）
2号物件	奈良市三碓六丁目地内（市道中部第1143号線上）

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	マツダ	ファミリア	普通自動車	銀	奈良530な1-00	B G 5 P -170288
2号物件	スバル	レックス	軽自動車	白	大阪50む81-36	K H 3 -038005

3 処分年月日

平成18年 7月10日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成18年 6月26日揭示済)

奈良市告示第413号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告した建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の道路の位置の指定を全部廃止しました。

平成18年 6月26日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市大安寺一丁目6番15号
申請者氏名	楠下 幹男
道路の位置	奈良市大安寺一丁目1212番地の1の一部
道路の幅員	最大4.0m 最小4.0m
道路の延長	50.40m

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年 6月23日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年 6月23日揭示済)

奈良市告示第412号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年 6月26日

奈良市長 藤原 昭

廃止年月日	平成18年 6月26日
廃止番号	第18003号

(平成18年 6月26日揭示済)

奈良市告示第414号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 6月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年 6月26日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年 6月26日揭示済)

奈良市告示第415号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月27日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年6月27日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月27日揭示済)

奈良市告示第416号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年6月28日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
かるがも薬局 奈良店	奈良市大森町46-3	平成18年 6月19日

(平成18年6月28日揭示済)

奈良市告示第417号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月28日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年6月28日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月28日揭示済)

奈良市告示第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年6月29日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成17年6月7日 奈良市指令都整開第05A-10号

平成17年7月20日 奈良市指令都整開第05A-10-1号

平成17年11月18日 奈良市指令都整開第05A-10-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年6月29日 第1001号

(2) 公共施設 平成18年6月29日 第439号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市百楽園三丁目456番地の10、475番地の2の一部、485番地の9、485番地の38、485番地の101、485番地の105、485番地の107及び485番地の108

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区備後町3丁目1番11号

株式会社 大伍総合開発

代表取締役 中戸 憲三

大阪府中央区南久宝寺町3丁目6番6号

生和ホームズ株式会社

代表取締役 黒田 順一

5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市百楽園三丁目456番地の10、475番地の2、485番地の9、485番地の38、485番地の101、485番地の105、485番地の107及び485番地の108の各一部

(2) 下水道

奈良市百楽園三丁目456番地の10、475番地の2、485番地の9、485番地の38、485番地の101、485番地の105及び485番地の107の各一部

(3) 公園

奈良市百楽園三丁目485番地の101の一部

(平成18年6月29日揭示済)

奈良市告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年6月29日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成17年3月24日 奈良市指令都整開第04A-50号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年6月29日 第1002号

(2) 公共施設 平成18年6月29日 第440号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条西三丁目1480番地の4の一部及び1480番地の5

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒郡斑鳩町神南 4 - 2 - 28
松永 和利
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市六条西三丁目1480番地の 4 の一部
- (2) 下水道
奈良市六条西三丁目1480番地の 4 の一部
- (3) 公園
奈良市六条西三丁目1480番地の 4 及び1480番地の 5
の各一部
- 2 指定工事店名

(平成18年 6 月29日掲示済)

奈良市告示第420号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成18年 6 月30日

奈良市長 藤 原 昭

1 指定年月日

平成18年 6 月30日

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市 内	1	第338号	奈良市二条大路南五丁目 7 番67号	義 建設	松田 義朋
	2	第339号	奈良市恋の窪三丁目 5 番 B - 105号	恋の窪設備	松井 孝治
	3	第340号	奈良市横田町408番地	タツミ工務店	巽 善光
	4	第341号	奈良市小倉町564番地	株式会社澤田工務店	澤田 明弘
	5	第342号	奈良市針町2652番地の 2	株式会社福西工務店	福西 信眞佐
	6	第343号	奈良市藺生町690番地の 1	西岡電気商会	西岡 猛
	7	第344号	奈良市秋篠三和町一丁目 1 番27 - 2 号	川崎設備	川崎 昭
	8	第345号	奈良市山陵町1033番地	株式会社福村土木	中岡 喜代松
	9	第346号	奈良市中町5109番地の 4	有限会社きたでんき	北 良三
	10	第347号	奈良市南紀寺町二丁目351番 6 号	新和設工	有川 勝己
	11	第348号	奈良市北風呂町13番地の 2	成生水道	小林 満生
	12	第349号	奈良市阪原町1725番地	中田建設	中田 清次
市 外	13	第350号	御所市大字僧堂 4 番地の 1	阪本工務店	阪本 好司
	14	第351号	橿原市光陽町278番地の 1	開発機構株式会社	山口 善理子
	15	第352号	北葛城郡河合町西穴闇48番地 3	有限会社ニッカン	濱口 福三郎
	16	第353号	大和高田市東中二丁目14番 1 号	宮地工業	宮地 秀樹
	17	第354号	大和郡山市下三橋町956番地	三浦工業	三浦 宏紀
	18	第355号	宇陀市榛原区萩原731番地の 1	竹田設備工業	竹田 格
	19	第356号	生駒市谷田町1347番地ライオンズマンション508	アイホーム設備	小山 大介

(平成18年 6 月30日掲示済)

平成18年 6 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市告示第421号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

1 取消し年月日

平成18年 6 月30日

2 指定工事店

(1) 指定番号 第78号

店舗の所在地 奈良市古市町1066番地の9
 会社名 西村水道
 代表者 西村 光一
 (2) 指定番号 第137号
 店舗の所在地 奈良市此瀬町383番地の1
 会社名 三笠興産
 代表者 吉田 康次
 (3) 指定番号 第264号
 店舗の所在地 大和高田市栄町4番33号
 会社名 松田電気工業株式会社
 代表者 松田 義明
 (平成18年6月30日揭示済)

奈良市長 藤原 昭
 1 平成18年度奈良市一般会計補正予算(第1号)
 2 平成18年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算(第1号)
 別紙
 平成18年度奈良市一般会計補正予算(第1号)
 平成18年度奈良市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,021,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,751,758千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)
 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

奈良市告示第422号

平成18年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成18年6月30日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,001,685 ^{千円}	414,805 ^{千円}	13,416,490 ^{千円}
	2 国庫補助金	1,102,118	414,805	1,516,923
20 繰越金		—	153	153
	1 繰越金	—	153	153
22 市債		9,664,500	606,800	10,271,300
	1 市債	9,664,500	606,800	10,271,300
歳入合計		109,730,000	1,021,758	110,751,758

(注) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		36,647,951 ^{千円}	1,021,758 ^{千円}	37,669,709 ^{千円}
	1 社会福祉費	14,355,801	1,021,758	15,377,559
歳出合計		109,730,000	1,021,758	110,751,758

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	53,700 ^{千円}	660,500 ^{千円}
計	9,664,500	10,271,300

平成18年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第1号)

平成18年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 市 債		2,284,000 ^{千円}	19,200 ^{千円}	2,303,200 ^{千円}
	1 市 債	2,284,000	19,200	2,303,200
歳入合計		10,646,000	19,200	10,665,200

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公 債 費		4,367,791 ^{千円}	19,200 ^{千円}	4,386,991 ^{千円}
	1 公 債 費	4,367,791	19,200	4,386,991
歳出合計		10,646,000	19,200	10,665,200

第2表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業借換	19,200 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	5.0以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(平成18年 6月30日揭示済)

奈良市告示第423号

奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱(平成18年奈良市告示第341号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第6条」を「第9条」に改める。

第3条第1項中「25人」を「26人」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 6月30日から施行する。ただし、この告示による改正後の奈良市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱第1条の規定は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成18年法律第54号)の施行の日から施行する。

(平成18年 6月30日揭示済)

奈良市告示第424号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年 6月30日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良モリシタ歯科	奈良市学園北二丁目5-8	平成18年5月31日

(平成18年6月30日揭示済)

奈良市告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年6月30日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
松田歯科クリニック	奈良市南紀寺町三丁目62-4	平成18年7月14日
かるがも薬局奈良店	奈良市大森町46-3	平成18年7月1日

(平成18年6月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成18年6月23日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 池田 慎久
同 船越 義治

1 監査対象

総務部 総務課 情報公開室 情報管理課
企画部 企画政策課 防災課 文化振興課
財務部 財政課 市民税課 資産税課
保健福祉部 高齢福祉課
保育課
保育園（柳生、都南、伏見、大宮、右京、神功、月ヶ瀬、都祁）
保護課
保健所 保健予防課 健康増進課
経済部 観光課
公平委員会事務局

2 監査期間

平成18年4月17日～同年6月20日

3 監査方法

平成17年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成18年2月末日現在の資料に基づき、関

係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る旅費（宿泊を伴うもの）、委託料、負担金補助及び交付金の事務処理を重点に、旅行命令簿、契約書、補助金等交付申請書、支出負担行為伺書等の関係書類を監査した。その件数は、次表のとおりである。

部	課	旅費	委託料	補助金
総務部	総務課	4	6	-
	情報公開室	-	-	-
	情報管理課	1	22	1
企画部	企画政策課	6	5	2
	防災課	2	4	3
	文化振興課	1	17	18
財務部	財政課	-	2	8
	市民税課	-	3	4
	資産税課	-	5	-
保健福祉部	高齢福祉課	1	20	9
	保育課 (保育園含む)	15	12	7
	保護課	2	3	2
	保健予防課	10	6	9
	健康増進課	5	21	-
経済部	観光課	19	22	13
公平委員会事務局		6	-	-
合計		72	148	76

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

保健福祉部

高齢福祉課

呆け老人をかかえる家族の会運営補助金の交付においては、「平成17年度の事業を計画どおり進めるにあたり、補助金の支給が遅れますと、会計上、大変支障をきたすため」という理由書が添付され、全額前金払されていた。前金払については、奈良市補助金等交付規則第17条第1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性と交付時期を十分精査されたい。

保育課

(1) 民生費負担金（保育料）及び民生使用料（児童育成料）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ6,141,200円、3,123,000円となっている。

負担の公平性からも徴収率の向上のため更なる努力と、徴収対策を要望する。

(2) 地域子育て支援センター事業委託において、契約書に記載してある書類の一部が提出されていなかった。必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。

(3) 保育園の賄材料費（粉ミルク）の執行において、納品日の属する月に支出負担行為すべきところ、翌月で処理されていた。適正な事務処理をされたい。

保護課

別表（第12条関係）

(1) 世帯更生援護資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において36,621,653円となっている。

今後とも一層の徴収努力を要望する。

(2) 産休等代替職員設置事業補助金において、補助金等交付申請書及び実績報告書に要綱で定められた書類の一部が提出されていなかった。必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。

(3) 郵便切手等の購入及び使用時に記載すべき奈良市文書取扱規程第27条第3項に規定の郵便発送簿兼切手類受払簿（第11号様式）への記載に不適切なものが見受けられた。規程に則った適正な事務執行をされたい。

（平成18年6月23日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第9号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年6月19日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

給 水 装 置 修 繕 費 算 出 表

(1) 漏水

区 分	労 務 費	材 料 費
パ ッ キ ン 取 替	1,480 ^円	無料
給 水 栓 取 替	1,750	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区 分	労 務 費						材 料 費
	継 手 工	管 連 絡 工	普 通 土 掘 削 工		コ ン ク リ ー ト 掘 削 工		
			掘 削 土 量 が 0.06 m ³ 以下 の もの	掘 削 土 量 が 0.06 m ³ を 超 え る もの	掘 削 土 量 が 0.06 m ³ 以下 の もの	掘 削 土 量 が 0.06 m ³ を 超 え る もの	
鉛 管 類	口径 13 耗	2,110 ^円	1,750 ^円	780 ^円	1,960 ^円	920 ^円	2,250 ^円
	20	2,680	2,500	2,620	2,990		
	25	3,090	3,250				
	40	4,400	5,010				
	50	5,410	6,260				

ビ ニ ル 管 類	13	460	1,750	780	1,960	920	2,250	管理者が定める 単価表による。
	20	920	2,500					
	25		3,250					
	40	1,380	5,010	2,620		2,990		
	50	1,850	6,260					
鋼 管 類	13	1,040	1,750	780	1,960	920	2,250	
	20		2,500					
	25		3,250					
	40		5,010	2,620		2,990		
	50	1,210	6,260					

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成18年6月19日揭示済)